平成２５年（フ）第１４１号
長野県須坂市大字須坂1037番地の３
破産者　橋本　茂子
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９６号
愛知県瀬戸市本郷町625番地
破産者　加藤　　勝（旧姓鶴来）
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８８２号
大阪府四條畷市清滝中町11―30　パル101号室、開始決定時大阪府四條畷市大字中野497番地の１　シティライフヤナギモト102
破産者　池辺日出夫
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６１号
大阪市住之江区御崎４丁目11番10―502号
破産者　濱田　　清
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２号
大阪市住之江区御崎４丁目11番10―502号
破産者　濱田　教惠
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５３号
大阪府四條畷市清滝中町11番30号　パル101、申立時の住所大阪府四條畷市大字中野497番地の１　シティライフヤナギモト102
破産者　池辺満知子
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０３号
大阪府東大阪市上石切町２丁目６番５号、開始決定時大阪府東大阪市南荘町９番35号
破産者　出口　和義
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９２号
大阪府豊中市長興寺北３丁目12番23―402号
破産者　金井美智子
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９６号
大阪市北区中崎西３丁目３番35号　絆梅田601号室、前住所大阪府大東市諸福６丁目５番６号
破産者　西村　孝作
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３１号
大阪市中央区平野町３丁目３番７―705号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目26番４―1208号
破産者　山本　幸代
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４９号
大阪府八尾市安中町１丁目７番15号　野口マンション２Ｆ西、前住所大阪府柏原市法善寺２丁目15番28―102号
破産者　文能　　浩
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８９号
大阪市中央区内本町１丁目３番10―405号
破産者　ＴＲＡＤＥ　ＡＧＥＮＴこと　金原　実
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４８号
大阪府池田市住吉１丁目11番１号　クレセントハイム101号、開始決定時の住所大阪府池田市神田２丁目１番34―205号
破産者　白石　　務
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９７号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目12番８号
破産者　濱地　　浩
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３０号
大阪府吹田市泉町５丁目27番３号、前住所大阪府吹田市江坂町１丁目11番18号
破産者　東田　眞治
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６２号
大阪市鶴見区浜３丁目７番10号　ソレイユフタバ516、前住所大阪市西区川口２丁目７番４―701号
破産者　みなもと設備工業こと　池田　源司
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７６号
大阪市住之江区安立４―10―１、住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町２丁目４番21―702号
破産者　髙居　和彦
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２３号
大阪市天王寺区上本町８丁目４番17号　ラシーヌ上本町305号
破産者　梅田久美子
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部